

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第十七号

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

半田市水道事業給水条例（平成十年半田市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「遠隔指示メーター」を「水道スマートメーター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 現に設置している集中検針盤を使用している場合は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、当分の間、遠隔指示メーターを設置し、集中検針が可能な集合住宅等について、同条第二項を適用しないものとすることができる。